

# 農地の創出・再生支援事業

- 市街化区域を対象に、農家所有の宅地等を農地に転換する際に必要な農地整備の取組を支援し、新たな農地の創出を図る。
- 東京都全域を対象に、市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休・低利用農地を、農業者等が積極的に引き受けて農地を再生利用する取組を支援し、農地の確保及び有効利用を図る。

	創出支援	再生支援
【対象地域】	市街化区域	東京都全域
【実施主体】	区市町	区市町村
【支援内容】	建築物等解体処分費用の一部(基礎や舗装版の撤去)、除礫、深耕、客土等(土壌改良を含む)、その他農地利用に必要な整備	障害物除去(樹木の伐採・伐根)、深耕、整地、その他農地利用に必要な整備
【実施要件】	一定期間以上営農を継続する見込みがあること ① 整備後8年間の活用義務付け ② 生産緑地地区への申請 (上記2点に同意していること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化促進法又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律等による、利用権の設定や貸借の手続きがされた農地(見込みを含む)</li> <li>市街化区域については、生産緑地法に基づき、区市町が生産緑地または特定生産緑地に指定した農地(見込みを含む)</li> <li>市街化区域以外については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき、荒廃農地に区分された農地等で、人力あるいは農業機械で整地等を行うことにより直ちに耕作可能な農地</li> </ul>
【補助率】	都1/2、区市町・農家等1/2	都1/2、市町村・農家等1/2 (認定新規就農者は都2/3、市町村・農家等1/3)
【補助上限】	5,000千円/10a	600千円/10a(800千円/10a) ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、450千円/10a(600千円/10a) ※認定新規就農者の場合は括弧内
【補助予算】	15,000千円/年	20,000千円/年
【事業計画】	0.5ha/年 × 5年間 = 2.5ha	5.5ha/年 × 5年間 = 27.5ha



基礎等の解体



老木化した果樹



樹木の伐採・抜根

# 農地の創出・再生支援事業《創出支援の概要》

農業者が所有する宅地や雑種地の構造物を解体・整備し、優良農地を創出する取組を支援します！

## 事業主体及び事業実施者

事業主体：区市町（実施計画を作成）  
事業実施者：対象地を所有する農業者（法人を含む）

## 実施要件

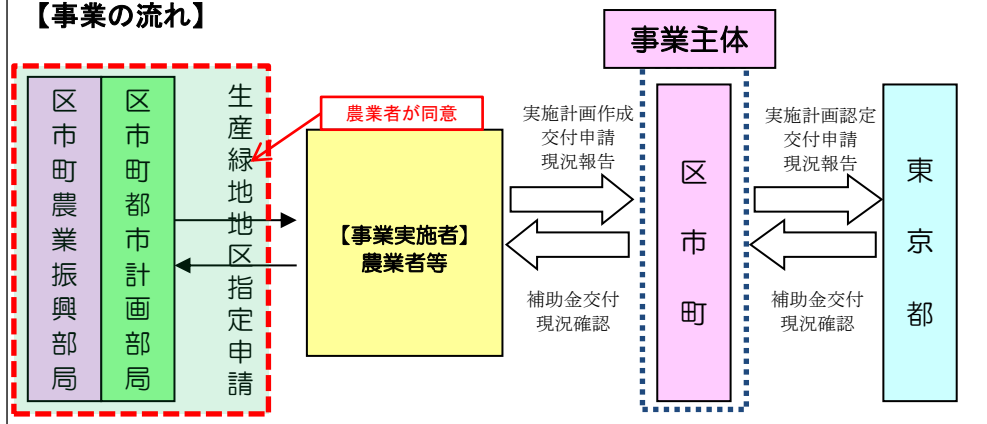
- 1 整備する土地は、農業者の所有地であり、農地以外の現況地目（宅地・雑種地等）であること。
- 2 一地区当たり1a（100㎡）以上あること。  
（都市計画運用指針 平成30年11月16日一部改正 第10版参照）
- 3 区市町の都市計画と事業の計画が整合していること。
- 4 整備後、一定期間以上営農を継続する見込みがあること。  
（整備後8年間は農地の活用を義務付け）
- 5 生産緑地地区指定に支障がなく、農業者が同意していること。  
（区市町は整備農地の生産緑地地区指定に努める）

## 実施内容

- ◆対象地域  
市街化区域（市街化調整区域内の隣接する土地を含む）
- ◆事業内容  
宅地や雑種地を活用して営農規模拡大を図るための農地化整備をする場合に、必要な経費に対して補助金を交付  
補助率：2分の1以内  
補助金上限：500万円/10a  
※最低限1a（100㎡）からとし、0.01a（1㎡）単位で加算  
※0.01a（1㎡）未満は切り捨て
- ◆補助対象とする整備内容  
☆建築物基礎や舗装版等の解体処分（上物を除く）  
☆除礫・深耕・客土等（土壌改良を含む）  
☆その他農地利用に必要な整備



## 【事業の流れ】



## 解体（基礎・舗装）



## 除礫・客土等



## 農地の利用



# 農地の創出・再生支援事業〈再生支援の概要〉

農業者等が、市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休・低利用農地を引き受けて、農地を再生利用する取組を支援します！

## 事業主体及び事業実施者

事業主体：区市町村（実施計画を作成）

事業実施者：対象地に対して貸借の手続きや利用権の設定等をして事業を行う、認定農業者、認定新規就農者及び知事が特に認めた者（法人を含む）

## 対象農地

- 1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定又は農地中間管理事業の推進に関する法律若しくは都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借の手続き等を行ったか、行うことが見込まれる農地であること。
- 2 市街化区域については、生産緑地法に基づき、区市町が生産緑地に指定した農地であること。ただし、令和4年に告示から30年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する見込みがあること。
- 3 市街化区域外については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、荒廃農地に区分された農地等（小笠原村については農地有効利用基本調査により遊休農地として区分された農地）又は市町村において特に再生利用を必要とする農地のうち、人力・農業機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地であること。
- 4 一地区当たりおおむね10a以上あること（農地法第3条第2項第5号に基づき設定された別段面積、あるいは近接した農地の規模拡大のため等、合理的な理由が認められる場合はこの限りでない）。
- 5 当該農地について、事業を実施する農業者等が5年以上耕作することが見込まれており、義務付けに際し支障がなく、同意していること。

## 実施内容

◆対象地域  
東京都全域

### ◆事業内容

市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休農地を活用して、農業生産活動を行うための農地整備をする場合に、必要な経費に対して補助金を交付

※果樹等とは、梅や栗などの果樹、販売用に栽培した植木、茶などの樹木のこと

・補助率：2分の1以内（認定新規就農者は3分の2以内）

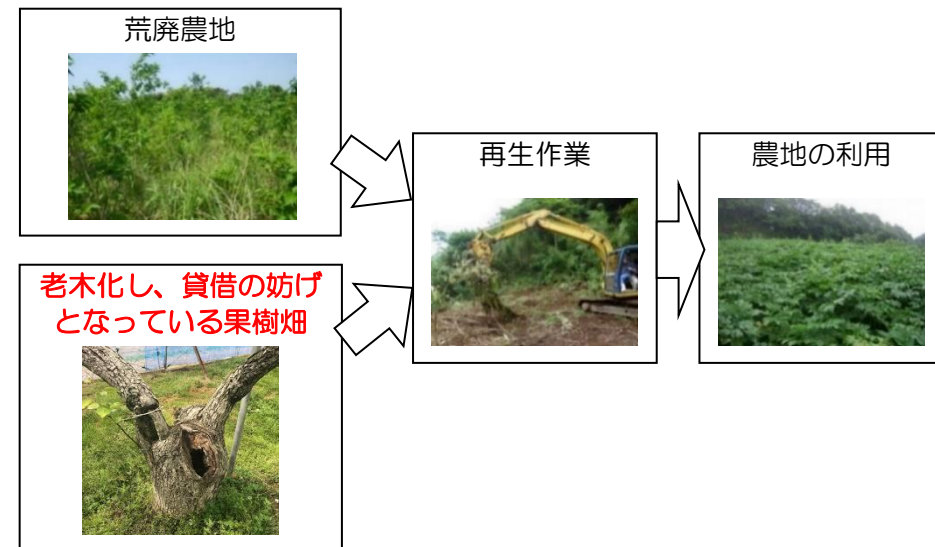
・補助金上限：60万円/10a（認定新規就農者は80万円/10a）  
ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、450千円/10a（認定新規就農者は600千円/10a）

### ◆補助対象とする再生作業の内容

☆樹木の伐採・抜根などの障害物除去（処分を含む）

☆深耕・整地

☆その他農地利用に必要な整備



## 【事業の流れ】

